

## 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間を過ぎた車両の使用について

都立公園の指定管理者である(公財)東京都公園協会及びアメニス東部地区グループにおいて、公園の維持管理業務で使用する建設局所有の車両について、自動車検査証等の有効期間を過ぎた状態で使用していたことが判明いたしましたので、お知らせします。

このような事態を招いてしまったことを深くお詫びするとともに、今後、このようなことのないよう、車両の適正な管理を徹底してまいります。

### 1 事故の概要

(公財)東京都公園協会及びアメニス東部地区グループが、都立公園の維持管理業務で使用する建設局所有の車両について、継続検査を実施せず、下表のとおり自動車検査証等の有効期間が過ぎていたことが判明しました。

判明するまでの間、当該車両の運行実績が、砧公園では58回、駒沢オリンピック公園では12回、東綾瀬公園では1回ありました。このうち砧公園では4回の公道走行がありましたので、4月20日(水)に所轄警察署へ報告しました。

現在、当該車両の運行は停止しております。

公園名 (指定管理者名)	車検満了日	自賠責保険満了日	走行 距離	使用 回数	使用 日数	使用 人数
(1) 都立砧公園 ( (公財) 東京都公園協会 )	令和4年2月1日	令和4年2月27日	372km	58回 うち公道 走行4回	58日	8人
(2) 都立駒沢オリンピック公園 ( (公財) 東京都公園協会 )	令和4年2月23日	令和4年3月20日	56 km	12回	12日	2人
(3) 東綾瀬公園 ( アメニス東部地区グループ )	令和4年4月19日	令和4年5月16日 ※自賠責保険については有効期間内	4 km	1回	1日	2人

### 2 経緯

#### (1) (公財) 東京都公園協会

##### ア 砧公園

- 4月19日(火) 砧公園サービスセンター職員が、公園で使用している車両の自動車検査証の有効期間が令和4年2月1日で満了している可能性があることに気づき、(公財)東京都公園協会本社に報告した。

その後、改めて、砧公園サービスセンター職員が該当車両の自動車検査証等を確認したところ、継続検査を受検しておらず、自動車検査証等の有効期間が満了していることが判明した。

- 4月20日(水) 所轄警察署へ報告した。

#### イ 駒沢オリンピック公園

- ・ 4月19日（火） アの報告を受けた(公財)東京都公園協会本社職員が、駒沢オリンピック公園で使用している車両について自動車検査証の有効期間が満了している可能性に気づき、駒沢オリンピック公園サービスセンター職員に対し、該当車両の自動車検査証の確認を依頼。

駒沢オリンピック公園サービスセンター職員が該当車両の自動車検査証等を確認したところ、継続検査を受検しておらず、自動車検査証等の有効期間が満了していることが判明した。

#### (2) アメニス東部地区グループ

- ・ 4月20日（水） (公財)東京都公園協会から報告を受けた建設局が、他の都立公園等の指定管理者に対し、使用する車両について自動車検査証等の有効期間の確認を指示した。
- ・ 4月21日（木） 建設局の指示を受け、東綾瀬公園サービスセンター職員が該当車両の自動車検査証等を確認したところ、継続検査を受検しておらず、自動車検査証の有効期間が満了していることが判明した。

なお、その他の指定管理者が使用する車両については、自動車検査証等の有効期間を過ぎていないことを確認した。

### 3 今後の対応について

(公財)東京都公園協会及びアメニス東部地区グループにおいて、直ちに該当車両の是正措置を講じるとともに、職員に対し改めて庁有車にかかる点検スケジュールの確認も含めて、庁有車の適正な管理の徹底を周知しました。また、再発の防止に向けて原因の分析を進め、具体的な防止策の策定に取り組んでまいります。

建設局においては、適切な都立公園の管理・運営に向けて、引き続き各指定管理者を指導・監督してまいります。

#### 【問い合わせ先】

(公財)東京都公園協会 総務課	電話 03-3232-3038
アメニス東部地区グループ代表者(株) 日比谷アメニス	
東部公園管理課(大島小松川公園内)	電話 03-3637-6696
建設局公園緑地部 管理課	電話 03-5320-5367